

## 犯罪被害者等支援条例（案）について（概要）

### 1. 目的・理由

日田市犯罪被害者等支援条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減を図ることを目的として定めるものです。

この条例による市の施策としては、「相談及び情報の提供等」、「経済的負担の軽減」、「日常生活の支援」、「居住の安定」、「広報及び啓発」としています。

なお、大分県犯罪被害者等支援条例（平成30年4月1日施行）に準じて、「二次的被害の防止」についても盛り込んだ内容としています。

### 2. 内 容

- 第1条 目 的
- 第2条 定 義
- 第3条 基本理念
- 第4条 市の責務
- 第5条 市民等の責務
- 第6条 相談及び情報の提供等
- 第7条 経済的負担の軽減
- 第8条 日常生活の支援
- 第9条 居住の安定
- 第10条 広報及び啓発
- 第11条 支援の制限
- 第12条 委任

### 3. 施行予定日

公布の日から施行